

第6回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：令和元年9月25日（水）14:15～15:45

場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

○事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

■今年度の検討の進め方について

○今年度から建築・土木の分科会を設置して議論する。検討会終了後、各団体へ分科会への参加者を確認させて頂く。（事務局）

■契約約款について

○昨年度の議論では「CM 業務委託契約約款」については、建築・土木で1本化して検討するという流れであったかと思うが、それでよいか。

○建築・土木で異なる部分もあると思うが、小規模な地方公共団体が使いやすいよう、建築・土木で異なる所は部分的な選択ができるよう整理できればという考えである。（事務局）

○準委任契約では原則的に再委託できない。約款に再委託の条項を入れるか否か、あるいは再委託そのものを認めるか否か、議論した方がよいと考える。

○民法改正の理念として、「委任契約では、受託者の能力に対して依頼する」ため、復委任は禁止とされた。その主旨は活かされるべきと考える。しかし、補助的な業務の再委託については、規定する必要はないとも考える。

○公共CMでの再委託の実態、必要性について、ご教示頂きたい。（事務局）

○再委託の内容によるのではないか。

○設計業務については、主たる業務は再委託禁止として、検討補助等の業務については再委託しているのが現状である。契約時にも明記して対応している。

○建築・土木で分かれて議論する際に「主たる業務」とは何か、それを定義することにより、本当にビジネスが成立するか、どこまで認めるべきか、慎重に判断する必要があると考える。

○約款は一つにまとめるべきか、建築・土木で各々整備するののかについては、どの場で議論するのか。

○約款については、第1・2回の分科会にて議論頂き、第7回の検討会の場である程度確定する予定である。第3・4回の分科会では役割分担表等の詳細を検討することを想定している。（事務局）

○建築・土木では設計者の扱いが大きく異なる。第1・2回の分科会で共通化できる条項と分けるべき条項を明らかにし、第7回検討会で議論するのはどうか。

以上